ニ　第三号適用者であって、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円未満のもの又はその被扶養者　六十七万円

第二十二条の三第七項第二号中「ニまで」を「へまで」に改め、同号イ中「ニに」を「へまでに」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「ニに」を「へに」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第四号適用者」という。）であって、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上のものであるとき。　二百十二万円

ハ　第四号適用者であって、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものであるとき。　百四十一万円

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第七条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第四項第二号中「第二十二条の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ」を「第二十二条の三第六項第三号中「ニまで」を「へまで」に改め、同号イ中「ニに」を「へまでに」に改め、同号ニ中「次項第一号ニ及び第二号ニ」を「次項第一号へ及び第二号へ」に、「第十五条第一項第四号」を「第十五条第一項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「ニに」を「へに」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に同法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者」を「第二号適用者であって、所得の額が三百八十万円未満であるもの」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に同法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第二号適用者」という。）であって、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上であるもの　二百十二万円

ハ　第二号適用者であって、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの　百四十一万円

第二十二条の三第七項第一号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ロ中「又はその被扶養者　六十七万円」を「（ハ及びニにおいて「第三号適用者」という。）であって、基準日の属する月の標準報酬月額等が八十三万円以上のもの又はその被扶養者　二百十二万円」に改め、同号ニ中「ロ」の下に「からニまで」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第三号適用者であって、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満のもの又はその被扶養者　百四十一万円

ニ　第三号適用者であって、基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円未満のもの又はその被扶養者　六十七万円

第二十二条の三第七項第二号中「ニまで」を「へまで」に改め、同号イ中「ニに」を「へまでに」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「ニに」を「へに」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合において、同法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者（ハ及びニにおいて「第四号適用者」という。）であって、所得の額（同号に規定する所得の額をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が六百九十万円以上のものであるとき。　二百十二万円

ハ　第四号適用者であって、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものであるとき。　百四十一万円

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第八条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十五条第一項第四号」を「第十五条第一項第六号」に、「第十六条の三第一項第四号」を「第十六条の三第一項第六号」に改める。

第十四条第三項中「被保険者」の下に「（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者である場合を除く。）」を加え、同条第七項中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第一項第五号」に改める。

第十五条第一項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第十六条の三第一項第四号」を「第十六条の三第一項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「適用される者」の下に「であって同号に規定する所得の額が三百八十万円未満のもの」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が六百九十万円以上のもの　二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

三　法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者であって同号に規定する所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のもの　十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第十五条第二項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　前項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五十円とする。